補助金調書

補助金名	「全国いけばなコンクール（西日本地区）」事業補助金				担当課（連絡先）	経済観光文化局文化振興部 文化振興課（TEL711-4969）
交　付　先	団体	帝国華道院九州連合会			区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	（公募の場合） 公募時期				
（公募の場合） 応募要件						
（非公募の場合） 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	49	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的 本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進すること 対象事業 帝国華道院九州連合会の主催に係る全国いけばなコンクール（西日本地区）のうち、福岡市の区域内で開催されるもの					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する 理由	① 文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るという目標はいまだ達成しておらず、今後とも継続的な取り組みが必要である。 ② 全国いけばなコンクール（西日本地区）事業は、市内で活動を行う多数の流・会派が参加し、開催されているものであり、市民に対して多様ないけばなを鑑賞する機会を提供する事業としては、その規模や効果において突出している。また、華道家においても多くの方が来場する花展に出品できる貴重な機会である。以上のことから、本市の文化芸術を振興するうえで必要性・公益性は薄れていない。 ③ 今後も補助を行うことにより、いけばなの普及・振興、華道家の育成・支援が行われ、本市の文化芸術振興に効果が見込める。 ④ いけばなの普及・振興、華道家の育成・支援を目的に、市内で活動行う流・会派が多数参加し開催されている事業は、現在補助金を交付している2団体（帝国華道院九州連合会、西日本華道連盟福岡支部）が実施している以外になく、公平性は保たれている。 ⑤ 金銭的援助以外の代替手段がない。 以上の理由から、補助金の終期を延長するもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費 ① 印刷及び広報宣伝に係る経費 ② 会場設営に係る経費 ③ 事業運営に係る経費 算定方法 補助対象経費に10分の1を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で交付				
（間接補助の場合） 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	0 件	0 件	1 件
	70 千円	0 千円	0 千円	70 千円

前年度補助事業 の主な実施概要	新型コロナウイルスの感染拡大を受け中止のため未交付。
補助金交付 による効果	「全国いけばなコンクール（西日本地区）」は、流派の異なる華道家がコンクールの場で競い合うこと、また、特定流派に偏らないいけばなを無料で鑑賞できることから、華道家相互のいけばな技術の向上、交流及び華道普及の一つの機会となっており、文化芸術の振興に大きく寄与する効果があると認められる。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。